

# 令和9年度採用山形県立学校 実習教諭選考試験実施要項

山形県教育委員会

## 1 選考を行う校種・職・職務内容・志願資格・採用見込数

校種	職	職務内容	志願資格	採用見込数
高等学校	実習教諭	普通(情報)系 高等学校において、主に情報に係る実習について、教諭の職務を助ける。(理科や家庭科に係る実習を担当する場合もある。)	高等学校(中等教育学校の後期課程を含む。以下同じ。)を卒業した者又は令和9年3月31日までに高等学校を卒業する見込みの者又はこれと同等以上の学力を有する者	若干名
		工業(電気)系 工業に関する学科を置く高等学校において、工業に係る実習について、教諭の職務を助ける。	次の①、②のいずれかに該当する者 ① 高等学校、大学等において工業関係の当該学科を修めて卒業した者又は令和9年3月31日までに当該学科を修めて卒業する見込みの者 ② 高等学校における当該分野に関する指導経験を1年以上有する者又は令和9年3月31日までに1年以上有する見込みの者	若干名
		商業系 商業に関する学科を置く高等学校において、商業に係る実習について、教諭の職務を助ける。	次の①、②のいずれかに該当する者 ① 高等学校、大学等において商業関係の学科を修めて卒業した者又は令和9年3月31日までに当該学科を修めて卒業する見込みの者 ② 高等学校における商業に関する指導経験を1年以上有する者又は令和9年3月31日までに1年以上有する見込みの者	若干名
		情報系 情報に関する学科を置く高等学校において、情報に係る実習について、教諭の職務を助ける。	次の①、②のいずれかに該当する者 ① 高等学校、大学等において情報関係の学科を修めて卒業した者又は令和9年3月31日までに当該学科を修めて卒業する見込みの者 ② 高等学校における情報に関する指導経験を1年以上有する者又は令和9年3月31日までに1年以上有する見込みの者	若干名

(注1) 実習教諭：学校教育法(昭和22年法律第26号)第60条第2項に規定する実習助手

(注2) 志願資格：ア 地方公務員法(昭和25年法律第261号)第16条の欠格条項に該当しない者

イ 令和8年12月25日までに施行予定の学校設置者等及び民間教育保育等事業者による児童対象性暴力等の防止等のための措置に関する法律(令和6年法律第69号)(以下「こども性暴力防止法」という。)第2条第8項における特定性犯罪事実該当者ではない者

※ 第二次選考試験合格者に対しては、「こども性暴力防止法」第4条第1項に基づき犯罪事実確認を実施する。

ウ 昭和40年4月2日以降に出生した者

## 2 有していることが望ましい知識、技術、資格等

志 願 職 種	有していることが望ましい知識、技術、資格等
全種共通	・ワープロソフト、表計算ソフトの基本的な操作技術
普通(情報)系	・教科「情報」に関する基本的な知識と技術
工業(電気)系	・教科「工業」の電気分野に関する基本的な知識と技術 ・取得資格の例 第一種・第二種電気工事士 第三種電気主任技術者 等
商業系	・教科「商業」に関する基本的な知識と技術 ・取得資格の例 日商簿記検定2級 ITパスポート 等
情報系	・教科「情報」に関する基本的な知識と技術 ・取得資格の例 基本情報技術者 ITパスポート 等

## 3 出願手続

### (1) 志願書等必要書類の請求

#### ア 直接請求

事前に電話で連絡のうえ、山形県教育局教職員課（山形県庁13階 電話 023(630)2863）へ直接取りに来ること。

#### イ ホームページからのダウンロード

県ホームページ：<https://www.pref.yamagata.jp/700026/bunkyo/kyoiku/kyoin/jikkyo.html>よりダウンロードして使用すること。

#### ウ 郵送での請求

自分の郵便番号及び宛先（宛名の下に「様」）を明記（速達希望の場合は「速達」と明記）のうえ**140円切手（速達は440円）を貼った角形2号封筒（33cm×24cm）**を返信用封筒として封入し、表面に「**県立学校実習教諭選考試験実施要項請求**」と**朱書**した封筒を山形県教育局教職員課（〒990-8570 山形市松波二丁目8番1号）あてに送付すること。

### (2) 提出書類

#### ① **第一次選考試験のために提出するもの**（(3)の受付期間内に郵送にて提出する。）

##### ア 志願書

##### イ **返信用封筒2通**（長形3号封筒 23.5cm×12cm）

※ 封筒は、のり付き（両面テープ貼付可）のものとする。また、自分の郵便番号及び宛先（宛名の下に「様」）を明記し、110円切手を貼ること。

#### ② **第二次選考試験のために提出するもの**（第二次選考試験の試験当日に持参する。）

##### ア **推薦書**（厳封のうえ、封筒の表面に「親展」と明記）

※ 推薦書の様式は、第一次選考試験の合格者に送付するが、第一次選考試験の結果発表後に山形県ホームページからダウンロードすることができる。

##### イ **最終学歴に係る学校の成績証明書**（厳封）

##### ウ **返信用封筒1通**（長形3号封筒 23.5cm×12cm）

※ 封筒は、のり付き（両面テープ貼付可）のものとする。また、自分の郵便番号及び宛先（宛名の下に「様」）を明記し、110円切手を貼ること。

### (3) 志願書等の受付期間及び提出先

受 付 期 間	提 出 先
令和8年8月31日（月）から 令和8年9月11日（金）まで	山形県教育局教職員課 〒990-8570 山形市松波二丁目8番1号

① **志願書の受付は簡易書留による郵送のみとし、令和8年9月9日（水）までの消印有効とする。**

② 封筒の表面に「志願書等（県立学校実習教諭）在中」と朱書のうえ、裏面には氏名を記入すること。

(4) 受験票の送付

令和8年9月16日(水)頃に、返信用封筒を使用して志願者宛に受験票を発送する。受験票に記載された指示に従って必要事項を記入のうえ、志願書と同一の写真を貼って、試験当日に持参すること。

#### 4 選考試験

(1) 第一次選考試験

- ① 期 日 令和8年9月25日(金)
- ② 試験会場 **山形県庁(10階1001会議室)** (山形市松波二丁目8番1号 電話 023(630)2863)
- ③ 時程及び試験内容
  - ・開 場 午前9時00分
  - ・集合時刻 午前9時30分(時間厳守) ※ 筆記用具、受験票を持参のこと。

時 程	試 験 内 容
午前 9時50分から 午前10時40分まで	筆記試験(一般教養) ※ 教育的分野についての知識、法規等を含む。
午前10時55分から 午前11時35分まで	作文

※ 志願者数によっては、試験時間を変更する場合がある。

(2) 第二次選考試験

第一次選考試験合格者を対象に行い、期日、試験会場及び試験内容は次のとおりとする。

なお、集合時刻・会場の詳細等については、第一次選考試験に合格した者に通知する。

- ① 期 日 令和8年10月14日(水)
- ② 試験会場 **山形県庁**(山形市松波二丁目8番1号 電話 023(630)2863)
- ③ 試験内容 個人面接及び口頭試問
- ④ その他 適性検査は、第一次選考試験合格者を対象として、オンラインにより実施する。詳細は、第一次選考試験の結果と併せて通知する。指定された期間中に適性検査の受検を完了しなかった者は、原則として第二次選考試験を受験することができない。

#### 5 選考試験結果の通知等

(1) 選考試験結果の発表日時及び方法

- ・第一次選考試験：令和8年10月2日(金) 午後3時頃(予定)
- ・第二次選考試験：令和8年10月27日(火) 午後3時頃(予定)

合格者の受験番号を山形県のホームページに掲載する。なお、合格者に欠員が生じた場合は、繰り上げ合格者を出す場合がある。

(2) 採用は、令和9年4月1日以降とする。

(3) 選考試験の結果についての電話等による問い合わせには、一切応じない。

#### 6 選考試験結果の提供

第一次選考試験の合否結果、筆記試験の得点と総合ランク、第二次選考試験の合否結果と総合ランクをそれぞれ受験者あて郵送にて通知する。なお、電話、はがき等による問い合わせはできない。

## 7 配点、評価の観点及び選考方法

### (1) 配点

第一次選考試験		第二次選考試験	
筆記試験（一般教養）	100点	個人面接	50点
作文	50点	口頭試問	50点
満点	150点	満点	100点

### (2) 評価の観点

- ① 作文では、「課題把握」「文章構成・表現」等について評価する。
- ② 個人面接では、「教育公務員としての姿勢」「広い教養と豊かな感性」「高い倫理観」「教育への理解」等について評価する。
- ③ 口頭試問では、「専門的な知識」「論理的思考」「表現力」等について評価する。

### (3) 選考方法

- ・第一次選考試験：筆記試験及び作文の合計得点により選考する。
- ・第二次選考試験：第一次選考試験の得点及び第二次選考試験の得点を基準とし、資格・免許等を総合的に勘案して選考する。

## 8 給与

給与は、給料のほか、扶養手当、住居手当、通勤手当、期末・勤勉手当等が支給される。また、経験等がある場合の初任給は、一定の基準により加算される。

志願職種	初任給（令和8年6月現在）
実習教諭	237,800円（短大卒）
	214,700円（高校卒）

## 9 その他

- (1) 受験手続その他受験に関する詳細については、山形県教育局教職員課（電話 023(630)2863）に問い合わせること。
- (2) **試験会場の建物内においては、ICレコーダーや携帯電話等、録音・録画・通信・通話のできる機器の電源を必ず切ること。**
- (3) **時計機能以外の機能を有する腕時計型端末等の使用は認めない。**
- (4) **試験会場は敷地内禁煙である。**

### <試験会場案内図>

【1次・2次試験会場：山形県庁】

- ◎JR山形駅から県庁行バス乗車約15分、県庁前下車徒歩2分
- ◎JR山形駅からタクシー利用で約10分
- ◎JR仙台駅前バス乗り場からJR山形駅行高速バス乗車約55分、山形県庁前下車徒歩2分
- ◎県庁には十分な駐車スペースがありませんので、公共交通機関等を利用してください。

